

【図表1】第4期認証評価(2025~2031年度)の改定方針

① 学修成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価	② 大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価	③ オンライン教育の動向を踏まえた評価
④ 学生の意見を取り入れた評価	⑤ 特色ある取り組みの評価	⑥ 効果的・効率的な評価の実施

【図表2】「大学基準の解説」の主な変更点(抜粋)

<p><b>【基準2】内部質保証について</b></p> <p>～(略)内部質保証の主要な要素は、教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育及び学習の適切性を確保するための一連の活動である。そのなかでは、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針をまず設定するとともに、教育・学習の内容方法等の設計や運用において全学的に必要な措置をとっていくことが求められる。また、理念・目的、3つの方針等に照らした教育活動の有効性の検証と、その検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。こうした営みを通じて、大学は、学生の学習成果の達成を目指した教育が期待される水準を維持できるようにし、さらにその適切性を説明し証明していかなければならない。そのため、全学内部質保証推進組織は、学部、研究科その他の組織において内部質保証に係る取り組みが十全に行われるとともに、大学の理念・目的が実現できるよう、必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>～(略)教育研究活動に係る情報を公表する一環において、大学は、学生の学習実態、学習上の成果に関する情報の公表を行い、社会からの理解を得るよう努めなければならない。</p>
<p><b>【基準4】教育・学習について(現：教育課程・学習効果について)</b></p> <p>大学は、その理念・目的を実現するため、学生に達成を期待する学習成果を設定するとともに、学生が社会において能力を発揮していけるよう、教育を組織的かつ効果的に構築・展開する必要がある。そのため、まず、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。</p> <p>～(略)大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、学習成果の達成につながるような様々な措置を講じなければならない。この一環として大学は、適切なシラバスを作成するほか、授業形態や内容、方法に工夫を凝らすとともに、学生が意欲的かつ主体的、効果的に学習を進め、期待される成果を修めることができるように、学習状況の把握や指導、支援等を十分に行う必要がある。</p>

※下線は変更箇所

ムのバランスの取れた評価が重要となります。

「③オンライン教育の動向を踏まえた評価」は、ネットワーク環境やICT機器の整備と活用の促進状況、学生や教職員の情報倫理の確立といった点を見ます。

「④～⑥は、評価の方法に関するものです。「④学生の意見を取り入れた評価」に関しては、これまでも実地調査時に学生インタビューを実施し、自学的特徴や長所、課題・問題点などの聞き取りをしていましたが、より幅広く学生の意見を取り入れる工夫を設けます。具体的な方法はまだ検討段階ですが、全学生に対するアンケート調査なども考えられます。

「⑤特色ある取り組みの評価」では、現在、当協会では長所とした大学の取り組みをサイト上で検索できるようにしていますが、長所や特色をさらに取り上げ、こうした優良事例を大学間で共有するしくみを検討します。

「⑥効果的・効率的な評価の実施」については、47の評価項目を34項目に統合し、負担を軽減する予定です。

大学設置基準が2022年秋に改正されました。弾力化され、自由度が高まる反面、認証評価の役割と責任は増しています。特に、

クロスアポイントメントが認められる基幹教員に関しては、複数大学での教育活動の負担に関して、どう管理しているのかを確認する必要があると考えています。

**学生が関与し、成長するしくみづくりを**

学生の学修成果を上げるには、「今、なされている教育の学修成果とは何か」を、教員・学生双方が意識しておくことが肝心です。教員は、DPにひもづく学修成果と自身が提供する教育を連動させるべきで、学生もまた、この教育を受けて何を身に付けるのかを意識しておくことが、成長には欠かせないでしょう。

学修者本位という観点では、学生が質保証に関与するしくみを設けている国もあります。今後、内部質保証の中で学生がどのような役割を果たせるのかも検討していきます。FDに参加するなど、教育の質の向上に学生が関わるのはよいことですが、加えて、教育・学修に還流できるしくみ、つまり学生の成長につながる参画のあり方が望ましいでしょう。第4期スタート時には間に合わないかもしれませんが、学生の関わり方を示していきたい考えです。

認証評価機関に聞く!  
第4期の強化ポイント

## 大学基準協会

# 学修成果を基軸にした内部質保証の実質化を



大学基準協会 常務理事/事務局長 工藤 潤  
くどうじゅん ● 1988年大学基準協会入職。大学評価・研究部長を経て、2012年事務局長。2023年7月から現職。

### 学修成果の把握は進むもDPとの関連付けに課題

近年、各大学で「学修者本位の教育の実現」に向けたさまざまな取り組みがなされています。その進捗を把握する手がかりとして、認証評価における学修成果に関する評価結果を振り返ってみます。

当協会が点検・評価項目で学修成果を重視する方針を打ち出したのは、第2期(2011年度)です。この期間は、学修成果をしっかり測定するための指標・方法の開発を大学に求めました。

第3期(2018年度)はこれを一歩進めて、測定結果を教育プログラムの改善等に生かすしくみの構築を求めています。第3期の評価結果を振り返ると、2018年度は受審大学の81%に学修成果についての改善課題が付されましたが、徐々に改善されていき、2022年度には44%まで下がっています。各大学で学修成果の把握・評価が定着しつつあると言えるでしょう。

しかし、依然として4割以上の大学が改善課題を付されているのも事実です。これらの大学では、「DPに示した力を学生が獲得しているのか、適切に測る方法が用いられていない」ケースが多く見

### 第4期で重視するのは学修の進捗把握・管理

2025年度から第4期認証評価が始まります。当協会でも審議を重ね、6つの改定方針をまとめました【図表1】。このうち①～③は、評価の内容に関するものです。

「①学修成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」では、特に学生の学修の進捗の把握、学修管理を大学にしっかりと求めていく方針です。この発想に至ったきっかけは、コロナ禍です。感染拡大時、授業は一斉にオンラインに切り替わりました。学生は与えられた課題に、教員の目の届かない自宅で1人で取り組むという状況下で、学生の学

修の進捗を十分に捉えられていない大学が見られました。

当協会はこれまでは教育課程や授業科目、授業形態といった教育のしくみに関して、教育・学修についての評価項目として見てきましたが、今後はそれに加え、学生の学修の側面、つまり、学修の進捗状況や学生の理解度、達成を確認できているか、といった管理も重視する意向です。こうした大学側の取り組みが内部質保証システムに組み込まれることが必要です。すなわち、大学自身が学修成果とは何かを明確にして、その修得に結び付く教育・学修活動を実質化させる、そして、学修成果を測定し、それをふまえて教育改善につなげるプロセスが、より重要だと考えます。

「②大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価」に関して、これまで認証評価では、どちらかというとインプット(教育環境や施設・設備が整っているか)やプロセス(その環境下でどのような活動を行っているか)を中心に評価してきました。今後はアウトカム、例えばFDの実施回数ではなく、それらが授業改善にどのような影響を与えたのかという点を見ることになるでしょう。今後は、インプット、プロセス、アウトカ

取材・文/本間学 撮影/亀井宏昭